

令和4年度第1回千代田区地球温暖化対策推進懇談会 開催後のご質問

(1) 懇談会資料に係るご質問

No.	ご質問	回答
1	<p>【P.5 学校設置の太陽光発電設備について】 麴町中学校、神田一橋中学校は、比較的大容量の太陽光発電設備が導入されているが、休日や夏休み等の長期休暇は、確実に余剰発電電力が生じていると思う。FIT 契約はないとのことだが、余剰電力の売電はしていないのか。あるいは蓄電池が設置されていて有効活用されているのか。</p>	<p>改めて確認したところ、麴町中学校では余剰電力が発生した場合には、固定買取価格による売電を行っております。神田一橋中学校については、余剰電力の売電は行っておらず、出力制御などを行って対応しております。</p>
2	<p>【P.5 電力の利用状況について】 「電力の利用状況」の右の欄の kwh の数字は、当該施設の使用電力量で、例えば1番の麴町保育園では、52,563kwh の電力を使用している内の一部として、設置された 3kw の能力の太陽光発電設備で発電される電力を使用していると理解してよいか。</p>	<p>表の電力使用量については、電力会社から購入した電力を記載しております。したがって、太陽光発電設備により発電した自家消費分の電力は含まれておりません。</p>
3	<p>【P.5 太陽光発電設備の発電量について】 太陽光発電設備からの発電量は、日照に左右されると思うが、令和3年度実績として、太陽光発電設備による発電電力量はどれだけか。</p>	<p>施設の個別の発電量について全施設の実績は把握しておりません。データのある施設について、区本庁舎では 20kw の太陽光パネルを設置しており、令和3年度実績で 21,300kwh となっております。</p>
4	<p>【P.5 地中熱利用設備について】 地中熱利用設備は、地中からの熱エネルギーを温度調節に利用したりして電力利用を抑制することができるものとの認識で、地中熱利用設備の設置されている施設においては、一番右の k w h 数値の電力量は、地中熱利用により節電できた結果の使用電力量と考えてよいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

No.	ご質問	回答
5	<p>【P.5 再エネ電力の使用について】</p> <p>再エネ電力と記載されている、例えば、2番の神田保育園では、7.56kwの太陽光発電設備で発電される電力を除き、残りは、全て再エネ電力を提供しているとする電力小売りからの電力で、339,012Kwhの全てを賄っているということか。「再エネ電力」と記載のある16施設の一つ右の欄のkwhの数字の合計は、③再エネ電力：16施設の後の8,649,705Kwhになります。例えば、2番の神田保育園の太陽光発電量は、ゼロ、或いは、発電されて利用されているが、339.012kwhの外数ということか。</p>	<p>電力消費については、ご認識のとおりです。また、再エネ施設16施設の合計は合計値が誤っておりました。8,647,905kwhが正当です。</p> <p>また、本資料に標記の太陽光発電設備の欄に記載の数字は、設備の容量を表しており、発電量ではございません。</p>
6	<p>【P.5 清掃工場熱利用電力について】</p> <p>(5) 清掃工場熱利用電力と記載されている施設では、全ての電力を清掃工場熱利用電力で賄っているということか。そうすると、例えば、11番の麴町中学校の60kwの能力の太陽光発電設備で発電された電力は、利用されていると記載されている786,917kwhの外数で麴町中学で使われているのか、売られて他で使われるのか。</p>	<p>清掃工場熱利用電力の導入施設では、購入する電力の全量を清掃工場熱利用の電力としており、太陽光発電設備のある施設については、自家消費も併せて行っております。麴町中学校については、余剰電力が出た場合には売電を行っております。</p>
7	<p>【P.5 本庁舎の電力について】</p> <p>(6) 32番の本庁舎の太陽光発電設備20kWと電力の利用状況は朱書きになっていますが、この朱書きの意味は、どういうことか。これから計画するという意味か。</p>	<p>本庁舎については、電力の使用量が大きいいため、再エネ電力への切替えに向け、国等との協議を行っております。その意味で朱書きとさせていただきます。</p>
8	<p>【P.6 第5次実行計画の策定について】</p> <p>千代田区地球温暖化対策第5次実行計画の策定の内容として、「地球温暖化対策条例、気候非常事態宣言、地球温暖化対策地域推進計画、気候変動適応計画等との整合性の確保」が挙げられているが、これらの条例・宣言・計画群はほぼ同じ方向を向いたものと認識している。起こり得る可能性のある不整合として、どのようなことが想定されているのか。</p>	<p>第5次実行計画(事務事業編)の策定については、条例、宣言、他の計画との不整合の懸念などは想定しておりませんが、目標水準や取組みの方向性について、関連条例、宣言、計画と相互に協調を図る、という意味合いで整合性の確保という表現を記載させていただきました。</p>
9	<p>【P.12 省エネ診断の件数について】</p> <p>省エネルギー診断件数が、千代田区は、平成22年から令和3年までの12年間で、2位の港区の約2倍であったと記載されています。千代田区の施策の展開方法等に、他の区とは異なる優れた点があったのか。</p>	<p>省エネ診断については、その受診が区で実施している省エネ改修助成の条件となっており、助成制度の利用については、区からPRも行っておりますので、その効果によるものが大きいと考えております。</p>

No.	ご質問	回答
10	<p>【P.13 温暖化対策配慮行動計画書制度について】</p> <p>同 13 ページの「千代田温暖化配慮行動計画書制度」の説明で、「毎年度、計画書兼報告書を提出」が、従業員 300 人未満の事業所では、任意提出としているものと認識する。千代田区内の従業員 300 人未満の事業所は 145 事業所であるということか。従業員 300 人未満の事業所が 145 事業所だと、少なすぎるような気がする。</p>	<p>従業員 300 人未満の事業所のうち、従業員 250 人以上の事業所に区から直接提出依頼のご連絡をしています。その対象が 145 事業所となっております。</p>
11	<p>【P.16 地方との連携による森林整備による実績について】</p> <p>「地方連携による森林整備や環境学習等の拡充」のご説明で、連携先の地方の市町村で植林や間伐を行う費用の内、国・東京都からの補助金で賄えない金額を、千代田区と連携先の市町村が折半して負担し、その結果の CO2 削減効果を千代田区の CO2 削減分としてカウントするとの説明をお聞きしたと思います。令和 3 年度までに、高山市と孺恋村に、令和 4 年度は、高山市・孺恋村・五城目町に、いくら支払い、どれだけの CO2 吸収量の認証を得たのか。また、CO2 吸収量の認証制度では、認証された CO2 吸収量は、年度ごとに計算されるものか、単年度計算されたものが累積された計算もされてゆくのか。</p>	<p>地方との連携による森林整備による CO2 認証量と負担金額については、別紙のとおりです。なお、令和 4 年度については、整備完了、協定自治体からの請求後に負担金を支払うため、まだ実績がございません。また、五城目町とは令和 4 年度より協定を締結したため、整備実績、CO2 吸収量の認証は令和 5 年度からとなります。CO2 吸収量の認証については、年度毎に連携先の各都道府県により吸収量が認証され、過年度に整備した森林整備の効果による吸収量についても整備以降年度ごとに認証され、整備効果が累積します。</p>

No.	ご質問	回答
12	<p>【P.17 地方連携による再エネ供給事業について】</p> <p>「地方連携による産地指定の再エネ供給・再エネ施設整備の検討」について(1)連携先市町村、或いは、連携先市町村にある既存再エネ発電事業者にとってのメリットは、再エネ発電した電力を、合意した値段で、中長期的に安定して、千代田区の委託契約先である(株)まち未来製作所(電力卸事業者)を販売できることであると考えてよいか。その際、既存再エネ発電事業者と(株)まち未来製作所との契約条件(価格・提供電力量など)を、千代田区が(株)まち未来製作所との委託契約のなかで、定めることができるのか。</p>	<p>既存再エネ電力事業者へのメリットは、千代田区や連携自治体による表彰、広報等の、社会的なインセンティブがございます。また、既存再エネ電力事業者とまち未来製作所との契約条件などについては、区とまち未来製作所、既存再エネ電力事業者の協議により定めております。</p>
13	<p>【P.17 地方連携による再エネ供給事業について】</p> <p>このスキームによって、千代田区は、区民・事業者が、都内電力小売事業者から電力提供を受ける価格などの条件をコントロールして、区民・事業者が千代田区の地方連携先市町村にある再エネ発電事業者の発電する電力を利用し易くすることは可能か。区民・事業者は、安く安定した再エネ電力が提供されることを望み、その電力を発電する連携先市町村の再エネ発電事業者は高く買って貰うことを希望すると思う。</p> <p>千代田区としては、どのような方策で、双方の希望を叶え、安定的に再エネ発電電力を千代田区民・事業者が安定的に安価に利用できるような施策展開がどのように実現できそうか。</p>	<p>このスキームでは、小売り電気事業者が設定する価格については、まちみらい製作所が実施する入札で決まるため、小売価格については区側で定めることができません。また、発電事業者からの買取価格については、原則的にFITによる固定買取価格と同額を想定しております。</p> <p>再エネ電力への切り替えをより促進するため、切り替えた区民・事業者の方への支援策等については、電力供給事情や事業の実施状況を踏まえ、引き続き検討を行っていく予定です。</p>

14	<p>【P.17 送配電事業者について】 連携先市町村にある既存再エネ発電事業者の送電の先にある「送配電事業者（大手電力）」とは、具体的には、群馬県嬭恋村の場合は、東京電力パワーグリッドのことか。高山市の場合は、中部電力パワーグリッドと東京電力パワーグリッドの両方か。その場合、パワーグリッドの持っている電線を使わせてもらうだけで、電線を通して送電する再エネ発電電力は、既存再エネ発電事業者と（株）まち未来製作所の間で締結される契約によって、販売されるものと思うが、正しい理解か。</p>	<p>送配電事業者について、ご認識のとおりです。このスキームは、東京電力パワーグリッドなどの送配電事業者が再エネ発電事業者から買い取った電力をまち未来製作所が市場価格で買い戻す仕組みとなっており、両者は特定卸供給契約を締結します。</p>
15	<p>【P.17 地域活性化資金について】 「供給量に応じて地方へ還元」とは、（株）まち未来製作所から連携先の地方市町村に、お金を渡すという意味か。</p>	<p>地方への還元方法については、連携先の自治体や関係者のご希望に応じて対応が可能です。ご質問のように相手先自治体への給付も含まれます。</p>
16	<p>【P. 20 脱炭素先行地域について】 ”2030 大丸有を「脱炭素先行地域」へ”について、関係施策の推進を一層効果的なものにするものと考え、大丸有を全国 100 ヶ所の脱炭素先行地域に選定されるように応募することは大変に有意義なことと思う。第 2 回目や第 3 回目の応募を予定しているか。</p>	<p>脱炭素先行地域への取組みについては、第 1 回目の応募時に地域内の取組みをより包括的なものにするようご指摘がありました。課題点の対応のため、令和 5 年度の応募に向けて共同提案者等の関係者と調整を行っております。</p>

(2) 其他のご質問

No.	ご質問	回答
17	<p>【(参考) 地球温暖化対策懇談会設置要綱について】</p> <p>要綱の第 8 条 3 で、ヒートアイランド対策計画見直し検討部会には、表彰選定部会・検討部会と異なり、構成員に、懇談会の委員が記載されていないのは、ヒートアイランド対策見直し検討部会は、表彰選定部会・検討部会と異なる点がなにかあるためか。</p>	<p>ヒートアイランド対策見直し検討部会については、特に専門性が高い分野であるため、委員を「ヒートアイランド対策に関する識見を有するもの」としております。なお、懇談会からは、三坂委員に部会長としてご参画いただいております。</p>
18	<p>【食品に係る CO2 排出削減について】</p> <p>食事関連で発生する CO2 について、畜産・輸入品（輸送）などで生じる CO2 排出量は非常に多く、全体の CO2 排出量の 2 割くらいになると聞いたことがある。国産製品の比率を増やすことや肉食以外のヴィーガン食などの選択肢を増やしていくことや啓蒙活動はとても重要だと思うが、そのような動きは千代田区で行っているか。企業を巻き込んだ場合、昼間人口が多い千代田区にとっては貢献度が高いと考える。</p>	<p>区では、食の多様性対応について支援する観点から、区の公式 YouTube チャンネルで、ベジタリアン、ヴィーガンなど食の多様性について学べる動画や食の多様性について取り組むお店について照会する動画を公開しております。</p> <p>食品に係る CO2 排出量の削減については、事業者との連携やフードロス削減などの視点も含め、研究していきたいと考えます。</p> <p>(参考 URL) 食の多様性支援 (区 HP)</p> <p>https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/shigoto/sangyo/kunainoinshokutenshien/shokutayosei-shien.html</p>

質問 No. 11

地方との連携による森林整備事業に係る整備実績及び負担金の額は以下のとおりです。

＜高山市＞

年度	支出金額	整備内容	整備面積	C02 認証量	備考
H24	770,096 円	利用間伐	10.21ha	0t-C02	
H25	1,014,082 円	除伐・枝打ち	11.91ha	96.04t-C02	
H26	729,720 円	保育間伐・利用間伐	11.50ha	214t-C02	
H27	729,054 円	保育間伐	20.40ha	299.33t-C02	
H28	587,274 円	保育間伐	15.08ha	475.94t-C02	
H29	284,135 円	保育間伐	7.17ha	677.04t-C02	
H30	429,750 円	保育間伐	10.67ha	631.02t-C02	
R1	380,893 円	保育間伐	8.95ha	829.62t-C02	
R2	553,936 円	保育間伐	8.41ha	781.69t-C02	
R3	134,850 円	保育間伐	9.50ha	66.72t-C02	
R4	—	保育間伐	18.0ha	—	整備面積は予定

＜孺恋村＞

年度	支出金額	整備内容	整備面積	C02 吸収認証量	備考
H28	200,000 円	造林、下刈り	3.21ha	9.7t-C02	
H29	717,067 円	造林、下刈り	1.54ha	14.4t-C02	
H30	1,602,888 円	造林、下刈り 搬出間伐	9.63ha	55.1t-C02	搬出間伐のため、例年より支出額大
R1	569,627 円	造林、下刈り 保育間伐	8.07ha	53.7t-C02	
R2	215,500 円	造林、下刈り	0.07ha	18.9t-C02	天候等の理由により間伐実施なし
R3	—	—	—	—	整備予定地の被災などのため、実施なし
R4	—	造林、下刈り		—	整備面積は予定

＜五城目町＞

年度	支出金額	整備内容	整備面積	C02 吸収認証量	備考
R4	—	造林	5ha	—	令和4年度開始のため、負担金の支払いなし、整備面積は予定